

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出 記載要領

- ① 標題の開始(廃止)の別で対象以外のものを二重線で抹消すること。
- ② 「届出の宛先」は貝塚市消防長とすること。
- ③ 「届出者」が法人の場合は、代表者による届出とし、法人名及び役職を併記すること。ただし、次の者にあつては、代表者以外を届出者とすることができる。
 - ア 設置者と同一法人に属し、設置者の代理権を有する者
例：支店長、支社長、工場長等
 - イ 前ア以外の者で、当該施設の変更権限を有する者
なお、届出者が設置者と同一でない場合は、当該施設の設置又は変更権限を有する旨を証明する書類を届出書に添付すること。
※過去に代理者による届出等が提出されており、かつ、変更権限に変更がない場合は除く
- ④ 「貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の名称」は、物質を設置する場所の呼称、名称等がある場合はその名称を、ない場合は「敷地〇〇側建屋」等を記入すること。
- ⑤ 「貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の構造等の概要」は、建物構造、階数等を記入すること。
- ⑥ 「貯蔵し、又は取り扱う物質の名称」は、消防活動阻害物質のうち、該当するものを記入すること。ただし、毒劇物については、かっこ書きで品名を記入すること。
- ⑦ 「最大貯蔵数量又は最大取扱数量(kg)」は、当該物品の24時間当たりで想定される最大数量を記入すること。
- ⑧ 「消火設備の概要」は、設置する消防用設備等の種類名、設置数等を記入すること。
- ⑨ 「物質に対する処理剤の種類及び保有量」は、物質に対する処理剤(消防用設備等以外)の種類、保有量、対象物質名を記入すること。
例：化学処理剤(消石灰)、乾燥砂の吸着剤等/40kg/〇〇用
- ⑩ 「緊急時の連絡先」は、昼間(夜間)における緊急時、必ず連絡のつく連絡先及び電話番号を記入すること。
- ⑪ 「その他必要な事項」は、必要な事項があれば記入すること